

第 35 回食品添加物汚染物質部会(CCFAC)の審議結果

3月17日から21日までタンザニアにおいて、第35回コーデックス食品添加物汚染物質部会が開催された。カドミウムの基準値の検討に係る審議の結果は以下のとおりである。なお、治安の問題及びイラク戦争が予想されたため、米国、カナダ、フランス、スペイン、イタリア等の数々の主要国が欠席したが、日本は農水省が代表団を送った。

1 汚染物質に関する一般原則の審議等

本部会では、食品添加物や汚染物質に関する勧告を作成する上での、リスク分析の適用の仕方について審議している。具体的には、食品添加物・汚染物質に関するリスク分析のポリシー及び汚染物質と毒素の暴露評価の指針について検討している。

本部会における汚染物質の基準値作成は、1995年に採択された「食品中の汚染物質と毒素に関する一般規格」の原則に従って行っている。すなわち、①統計学をつかった汚染実態調査のデータを各国から求め、②そのデータをもとに通常の生産法で達成可能な、できるだけ低い値を基準値として提案する、③そして、この基準値が消費者の健康を保護するのに十分であるかどうか、汚染物質の摂取量を推定(暴露評価)して、それを一生食べつづけても安全とされる量(許容摂取量)と比べることにより、検討する。つまり、汚染実態データがなければ、基準値の提案も暴露評価もできないわけである。

最近では、予防のため、または提案された基準値を守ることが難しいという意見が多い場合などに、汚染物質低減や汚染防止を目的として生産・製造法や流通、保存法の改善を検討することも増えている。

2 カドミウムの基準値に関する審議結果

(1) カドミウムの基準値の対象となる食品を明確にするため、基準値原案に食品分類コードを付けることを決定した。

(2) Step4にあるの基準値原案をどのように取り扱うかに関して、次のような審議が行われた。

(ア) 日本は、2001年の執行委員会においてすべての基準値案が Step4に戻され、カドミウムの摂取量(特に主要な食品からの摂取量)を考慮して検討するとされたことを指摘し、リスク評価結果を待って基準値の検討を行うべきと提案した。

(イ) 軟体動物については、①日本が頭足類と二枚貝を分離して暴露評価を行い、その結果によって軟体動物を二枚貝と頭足類に分けることを検討すべきと提案、②オーストラリア、カナダ、タイが調査結果で天然の軟体動物も比較的高い汚染を示すことから軟体動物の基準値案は再検討すべきと提案、③ギリシャ（EU代表）が頭足類の基準値を内臓を除いた部分で設定すべきと提案し、議論の結果、軟体動物の基準値原案を Step3 に戻すことを決定した。

(ウ) 農作物等については、①ギリシャ（EU代表）が落花生の基準値原案を見直すべきと提案、②日本が東アジア地域の主要な食品である米と大豆の基準値については、暴露評価の結果に基づいて検討すべきと提案し、議論の結果、米、大豆、落花生の基準値原案を Step3 に戻すことを決定した。その他基準値原案は、Step5 としてコーデックス総会で採択するよう勧告することを決定した。

(参考)

(第 35 回 CCFAC の議事録の仮訳)

163. 第 34 回 CCFAC は、カドミウムの基準値原案を Step3 に戻し、コメントを求め、次回会合でさらに検討することを決定した。また、本部会は、第 50 回執行委員会が甲殻類、肝臓及び腎臓のカドミウムの基準値案の検討に関する作業を中断する提案を承認したという報告をうけた。
164. 本部会は、日本代表の、食品分類のコード番号を基準値原案に付け、食品名の軽微な変更を行うという書面による提案を受け入れた。本部会は、軟体動物、落花生、米及び大豆の基準値原案を Step3 に戻すことを決定した。
165. 本部会は、精米、大豆、軟体動物（頭足類を含む）及び落花生の基準値原案を Step3 に戻し、第 36 回 CCFAC にコメントを求めることを決定した。その他の食品の基準値原案は、第 26 回総会に対して Step5 として採択するよう求めることを決定した。日本代表は、第 49 回執行委員会の決定の観点から、日本が暴露評価のためのデータを JECFA に提出したので、基準値原案を Step5 に進めることを同意しないと述べた。